

ICT戦略室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> ( <a href="#">随意契約理由番号</a> )	WTO
1	阿波座センタービル電算機室用空調設備保守点検業務	02 機械設備等保守点検	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	2,840,400	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
2	大阪市阿波座センタービル交流無停電電源装置(CVCF2)保守点検業務	02 機械設備等保守点検	株式会社日立製作所 関西支社	1,671,840	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
3	平成28年度 基幹システム統合基盤改修業務	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	88,503,235	平成28年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用
4	平成28年度 社会保障・税番号制度に係る基幹システム統合基盤改修業務	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	116,590,752	平成28年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用
5	平成28年度 社会保障・税番号制度に係る対応支援業務	01 情報処理	株式会社富士通総研	29,160,000	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
6	大阪市情報通信ネットワークに係る運用保守業務	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	283,198,572	平成28年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用
7	大阪市情報通信ネットワークの改修・整備に係る設計・構築業務	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	264,241,170	平成28年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用
8	大阪市ソフトウェアライセンス管理システム運用保守業務	01 情報処理	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	3,002,400	平成28年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
9	小学生及び中学生向けプログラミング講座企画・運営等業務	03 催事	CA Tech Kids ライフイズテック共同企業体 契約担当者(代表者)は株式会社CA Tech Kids	4,212,000	平成28年4月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
10	大阪市情報通信ネットワークVirtual Private Network環境構築業務	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	61,003,395	平成28年6月21日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用

## 随意契約理由書

1 案件名称

阿波座センタービル電算機室用空調設備保守点検業務

2 契約相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市阿波座センタービルの電算機室専用空調設備の劣化診断を行い、不良箇所の有無を確認し、必要に応じて分解点検し、不良部品の交換及び運転調整を行い、機能回復を図るものである。

本設備の納入業者である三菱電機株式会社は、保守業務は実施しておらず、三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社に保守点検、整備、修繕及び部品供給業務を委任している。

三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社は、三菱電機株式会社と同等の知識と技術を有する業者であり、同社に代わり技術的事項の問合せや部品供給を行うことができる唯一の窓口でもあることから、本業務委託を実施することができるのは同社以外にない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市ICT戦略室ICT統括担当（電話 06-6543-7113）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市阿波座センタービル交流無停電電源装置（CVCF 2）保守点検業務

2 契約相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、交流無停電電源装置（CVCF 2）の劣化診断を行い、不良箇所の有無を確認し、必要に応じて分解点検し、不良部品の交換及び運転調整を行い、機能回復を図るものである。

株式会社日立製作所 関西支社は、当該設備を納入した製造業者であり、当該設備の設計について熟知して保守点検を実施できる業者であることから、安全性の確保及び製造者責任と保守責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市ICT戦略室ICT統括担当（電話 06-6543-7113）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成28年度 基幹系システム統合盤改修業務

## 2 契約相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

## 3 随意契約理由

基幹系システム統合基盤（以下、「統合基盤システム」という。）は平成27年1月に稼働し、住民基本台帳等事務システムをはじめとする住民情報系基幹システムに各種の共通機能（認証、印刷、連携など）を提供している。

平成28年度においては、国保・介護システムが再構築に伴って本格的に統合基盤システムへの参入を予定しており、それらはWindows8.1を利用したシステムとなるため認証基盤等について新OSに対応した改修を行う必要がある。また、統合基盤システム稼働後に業務システムから要望された機能改善を踏まえ、より安定的かつ高水準な共通基盤機能を提供するため、システム改修を行うことが必要となる。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西は、統合基盤システムの構築業者であることから、当該システムの詳細及び特性について熟知しており、稼働中の統合基盤システムに影響を与えることなく、本業務を遂行できる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市 I C T戦略室 I C T統括担当（電話 06-6543-7113）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成28年度 社会保障・税番号制度に係る基幹系システム統合基盤改修業務

## 2 契約相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

## 3 随意契約理由

本市では平成29年7月からの情報連携に向け、住民情報系基幹システムが共通的に利用可能な機能を提供する統合基盤システムを改修して、中間サーバ中継機能及び統合宛名番号管理機能の構築を行うこととしている。

中間サーバ中継機能及び統合宛名番号管理機能は、情報連携の対象となる既存業務システムにおいて共通して必要となる機能である。このため、構築にあたり新たにシステム基盤を整備するより、統合基盤システム上のシステム連携基盤や認証基盤、印刷基盤等を有効に活用することで、各機能やシステム機器の重複投資を抑制するとともに、既存業務システムの改修を最小限に抑えることができる。

株式会社NTT データ関西は、統合基盤システムの構築業者であることから、当該システムの詳細及び特性について熟知しており、マイナンバー制度対応にかかるシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市ICT戦略室 ICT統括担当（電話 06-6543-7113）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成28年度 社会保障・税番号制度に係る対応支援業務

## 2 契約相手方

株式会社富士通総研

## 3 随意契約理由

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成29年1月からの国等機関との情報連携及び平成29年7月からの自治体間の情報連携開始に向け、平成28年度においては次の3点を実施しなければならない。

- ・平成27年度に引き続き、本市内部での業務連動テストの実施
- ・平成28年7月から予定されている総合運用テストにおいて他自治体との情報連携のテストの実施
- ・平成29年1月に予定されているマイナポータルの市民の利用に向けて、国等からの情報の調査、及び本市における自治体側からのマイナポータルの活用方針の検討

これらを実施するためには、社会保障・税番号制度に係る技術面やコスト面、スケジュール面等における潜在課題の把握やリスク情報の入手及びこれらの対応が必要となる。また、各事務・システムの関連性を、横断的な観点で調整・解決できる専門的な知識と深い業務経験が必要となる。

「平成26年度 社会保障・税番号制度に係る対応支援業務」の契約事業者を選定するプロポーザルの審査において、株式会社富士通総研は、社会保障・税番号制度に関して本市が求めるノウハウや幅広い知識と技術と専門性を有すると有識者を含んだ選定会議において選定された実績がある。

また、関連部門の要件を集約・整理し、情報連携に必要となる作業概要・手順を策定することを目的として、平成26年度に設置した「情報連携を実現するためのワーキンググループ」に参画し、社会保障・税番号制度に係る幅広い知識を活かし、その運営について支援してきた。平成27年度も統合基盤システムで構築する中間サーバ連携機能及び統合宛名番号管理機能について設計支援を行うとともに、統合基盤システムを利用しない各事務・システムについても、ワーキンググループや個別説明会の開催を通じて、全庁的に整合性の取れた設計や、業務連動テスト等の参加を支援してきたことから、情報連携対象となる各事務の内容やシステムの処理方式、これまでに発生してきた各事務固有の課題についても熟知している。

平成28年度の本市の社会保障・税番号制度に係る対応業務は、制度に係る幅広い知識に加え、各事務・システムの関連性を横断的に熟知しておく必要がある。株式会社富士通総

研は本市の求める知識及び経験を有しており、「平成28年度 社会保障・税番号制度に係る対応支援業務」を担うことができる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市 I C T戦略室 I C T統括担当（電話 06-6543-7113）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市情報通信ネットワークに係る運用保守業務

## 2 契約相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

## 3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、大阪市情報通信ネットワークの構成、使用機器構成等について把握し、日常的な運用やネットワーク構成の変更等の運用管理、障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

また、本業務はシステムの開発業者である株式会社日立製作所関西支社の持つ技術情報、システムを熟知した要員とノウハウから成り立つものであり、システムの機能改善や利用者からの問合せ対応などの多岐にわたる業務を遂行するには、現行システムの運用及びシステムに関するノウハウがなければ、安定かつ円滑な稼働環境を保持することが困難となる。

そのため、仮に株式会社日立製作所関西支社以外の業者に業務委託した場合、本業務の遂行に要する期間及び経費が膨大となる。また、障害発生時には既存プログラム範囲との切り分けも困難であることから、復旧に多くの時間を費やすことも想定され、業務執行の確実性や安全性の確保の観点のもとより、技術的连接性、対応の緊急性、経済性等の観点からも、著しく支障をきたすこととなる。

株式会社日立製作所関西支社は、大阪市情報通信ネットワークの開発業者であることから、ネットワークの構成、使用機器構成等に精通しており、ハード・ソフトの両面において熟知しているだけでなく、これまでも運用管理並びに保守業務を行ってきた実績から、各庁舎の設備状況の管理、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、本市情報通信ネットワークの安定的かつ円滑な運用管理並びに保守業務を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令  
第10条第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市 I C T 戦略室 I C T 統括担当（電話 06-6543-7113）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市情報通信ネットワークの改修・整備に係る設計・構築業務

## 2 契約相手方

株式会社日立製作所 関西支社

## 3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、大阪市情報通信ネットワークのネットワーク構成、使用機器構成等について把握したうえで、現行運用しているサービス機能や住民情報系・庁内情報系の各業務システムに影響を与えることなく、平成27年度における機種更新や関連ソフトウェアのバージョンアップ、各種運用管理ツールの改修等の設計・構築業務を実施することが必要不可欠である。

株式会社日立製作所関西支社は、大阪市情報通信ネットワークの構築業者であることから、当該システム及び通信ネットワークの詳細について熟知しているだけでなく、これまでも、大阪市情報通信ネットワーク全般について構築・運用・機種更新を行ってきた実績から、各庁舎の設備状況の管理、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、大阪市情報通信ネットワークの設計・構築業務を正確かつ効果的に実施することができる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市 I C T戦略室 I C T統括担当（電話 06-6543-7113）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市ソフトウェアライセンス管理システム運用保守業務

## 2 契約相手方

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社

## 3 随意契約理由

上本業務委託の実施にあたっては、本システムの構成、庁内情報ネットワークとの連携、使用機器構成等について把握し、日常的な運用や障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社は、本システムの開発業者であることから、本システムの設計・構築・構成、庁内情報ネットワークとの連携、使用機器構成等に精通しており、これまでも運用管理並びに保守業務を行ってきた実績から、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、本システムの安定的かつ円滑な運用管理並びに保守業務を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

以上の内容から、本業務委託を遂行できる事業者は、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社において他にないため、本委託業務をエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社に特名するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市ICT戦略室ICT統括担当（電話 06-6543-7113）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

小学生及び中学生向けプログラミング講座企画・運営等業務

## 2 契約相手方

CA Tech Kids ライフイズテック共同企業体

契約担当者（代表者）は株式会社CA Tech Kids

## 3 随意契約理由

本事業は、こどもへのプログラミング教育についての高度な専門知識等が求められるものであるため、本事業と同様の業務を専門としている事業者から幅広い提案を受けることで、本事業の効果を最大限発揮する方法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見等を聴取する選定委員会において、CA Tech Kids ライフイズテック共同企業体からの企画提案の内容を審査した結果、事業の目的に合致した具体的な提案であるとともに、事業を安定して確実に遂行できる組織体制を有しており、委託事業の実施にあたりその成果が十分に期待できるとのことであったため、その意見を踏まえ、CA Tech Kids ライフイズテック共同企業体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市ICT戦略室 ICT戦略担当（電話 06-6208-7825）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市情報通信ネットワークVirtual Private Network環境構築業務

## 2 契約相手方

株式会社日立製作所 関西支社

## 3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、大阪市情報通信ネットワークのネットワーク構成、使用機器構成等について把握したうえで、現行運用しているサービス機能や住民情報系・庁内情報系の各業務システムに影響を与えることなく、大阪市情報通信ネットワーク上へのVirtual Private Network環境の構築業務を実施することが必要不可欠である。

株式会社日立製作所関西支社は、大阪市情報通信ネットワークの構築業者であることから、当該情報通信ネットワークの詳細について熟知しているだけでなく、これまでも、大阪市情報通信ネットワーク全般について構築・運用・機種更新を行ってきた実績から、各庁舎の設備状況の管理、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、大阪市情報通信ネットワークのVirtual Private Network環境構築業務を正確かつ効果的に実施することができる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市ICT戦略室ICT統括担当（電話 06-6543-7113）